



3. 13重税反対全国統一行動

消費税は5%に戻せ！ 医療費の国庫補助を増やせ

消費税減税やコロナウイルスによる直接支援などを求めて中小業者や農民、年金生活者などが広場に結集。3.13重税反対県南地区行動が龍ヶ崎市内で行われました。

集会は参加団体から決意が表明され、県南民商の児玉会長があいさつ。「今から30年前に3%で導入された消費税は、今や10%に。税収の中でも消費税が一番多い。国は15・20%へと増税を狙っている。5%への減税で景気回復をはかるべきだ」と強調しました。

集会宣言が採択され、「がんばろう」三唱で閉会。横断幕やプラカード、のぼり旗を掲げて竜ヶ崎税務署までパレードが行われました。

新型コロナウイルスで省庁要請

全商連は3月23日、各省庁に対して新型コロナウイルスに関する要請を行いました。この内、回答のあったものをいくつか紹介します。

- 社会保険料や延滞金の免除、滞納事業所への差押えを控えること。
- ◎ 免除については、元々ある猶予制度の徹底通知を出している。コロナ問題に関係なく事故などで厳しくなった時には柔軟に対応している。差押えも特にコロナで影響を受けている事業所には、幅広く事情を聴いて利用者に寄り添った対応を指示している。差押え等があれば事業管理課に連絡してほしい。対応する。
- 国保税や介保料の減免、納税の猶予、窓口負担の免除を積極的に行うこと。

「コロナ感染症に関しては、対して徴収猶予などについて周知を含めて適切に対応できるよう事務連絡を発した。負担金などの免除についても望ましい基準を設けているので、基準に該当する場合は減免を行ってほしい。国保や介保も同様である。」

コロナウイルスに罹患国保加入者に傷病手を支給すること。

◎ 拡大防止の観点からコロナウイルスに感染した被用者に対する傷病手当金の支給を財政支援する。市町村実施するには条例の改正が必要。そのため申請書や改正案などのひな型を迅速していききたい。

◎ 一斉休校により休業を余儀なくされた個人事業主フリーランスに対して一日8330円を給付すること。

保護者支援の観点からコロナウイルス感染症での臨時休業により業務ができなかった保護者を支援する、4,100円を支給する枠組み。保護者以外の支援については、省内の他部局・他省庁の支援が適当と考える。

■ 新型コロナウイルス感染症特別貸付要件は？

直近1カ月の売上が前年又は前前年と比較して5%の減少かどうか。業歴1年未満事業所は直近3カ月と比較して減少していれば良いとする。

自主計算・こんな時どうする Q&A

Q 確定申告額を間違ってしまった時は？

A 今年については4月16日までは、訂正した申告書をもう一度提出すれば、あとから出した申告書が有効となります。通常は3月15日が申告期限ですからそれができません。申告額を間違っただけで申告したときはいつでも修正して申告納税できます。反対に多く申告したときには、「更正の請求」をして税金を戻してもらいます。これまでは1年しか遡れなかったのが平成23年12月2日から、5年前まで請求することが可能になりました。しかし、税務署は簡単に戻すことはありませんから注意が必要です。

バーベキュー交流会延期のご案内

諸般の事情により、バーベキュー交流会を延期します。

建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が（大工・左官・管・電気・塗装等）
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入が
- ◆ 月1000円で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金（65未満加入）